

参加希望者 様

独立行政法人水資源機構分任契約職
揖斐川・長良川総合管理所長 犬童 眞二
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|--|
| 1 件 名 | 桑名単身寮照明器具外修理業務 |
| 2 履 行 場 所 | 三重県桑名市東方1182番地7 桑名単身寮
三重県桑名市東方1182番地10 桑名宿舎104号 |
| 3 履 行 期 間 | 契約締結の翌日から60日間 |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書等のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|--|--|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません |
| 2 見 積 参 加 要 件 | 機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品製造等の業種区分「設備の保守・点検管理」及び営業品目「軽微な修理、修繕」の認定を受けていること、かつ、岐阜県、三重県又は愛知県に本店、支店又は営業所が所在すること。 |
| 3 見 積 書 等 | |
| 1) 様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2) 提出方法 | FAX又は電子メールで提出してください。(※提出先は、4)のとおりです。)なお、FAX又は電子メールに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。 |
| 3) 見 積 書 提出期限 | 令和8年8月5日 12:00 まで |
| 4) 提 出 先 | 独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 TEL 0594-42-5012
FAX 0594-42-5020 電子メール nyukei_ibinagasou@water.go.jp |
| 5) 質 問 書 提出期限 | 令和8年7月31日 12:00 まで
※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。 |
| 6) 見 積 回 数 | 2回を限度とする。

なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年8月6日 12:00 までとします。 |
| 7) そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。 |
| 4 見 積 結 果 | 見積結果については、 <u>契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知</u> します。 |
| 5 そ の 他 | |
| 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。 | |
| 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。 | |
| 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。

くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。 | |

桑名单身寮照明器具外修理業務 仕様書

令和 8 年 7 月

独立行政法人 水資源機構
揖斐川・長良川総合管理所

第 1 節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所（以下「機構」という。）が施行する桑名单身寮照明器具外修理業務（以下「本業務」という。）に適用する。

第 2 節 履行

1. 業務概要

本業務は、桑名单身寮の照明器具等の修理を行うものである。

2. 履行場所

(1) 三重県桑名市東方 1182 番地 7 桑名单身寮

(2) 三重県桑名市東方 1182 番地 10 桑名宿舎 104 号

3. 履行期間

契約締結の翌日から 60 日間とする。

4. 履行内容

本業務は、以下に記載する項目を行うものとする。

修繕箇所については、別紙 1「修理箇所」のとおりとする。

(1) 桑名单身寮

- ・ 南西側居室照明器具交換、既設照明器具廃棄 1 式
- ・ 浴室シャワーホース交換、既設シャワーホース廃棄 1 式

(2) 桑名宿舎 104 号

- ・ キッチン収納扉交換、既設収納扉廃棄 1 式

5. 処分

本業務により発生する廃棄物は、各種法令に基づき、適正に処分すること。

6. 提出図書

作業完了後、完了届（指定様式）及び写真（作業前、作業後の状態をそれぞれ同じ位置・方向から撮影したもの）を 1 部機構へ提出すること。

7. 契約変更

履行内容に変更があった場合は、変更契約の対象とする。

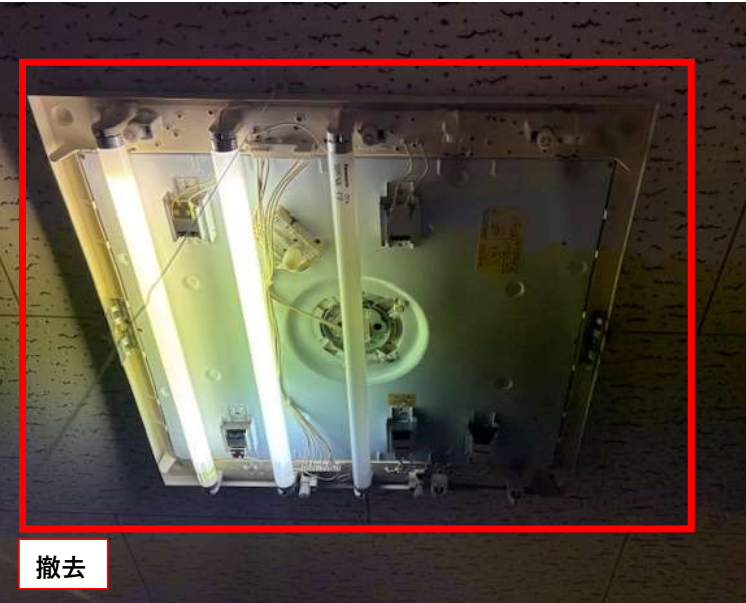
第 3 節 疑義

本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに機構と協議するものとする。

桑名単身寮照明器具外修理業務

修理箇所

独立行政法人水資源機構
揖斐川・長良川総合管理所

No.	該当箇所	現況写真
1	仕様書第2節4 (1) 桑名単身寮 南西側居室 照明器具交換、既設照明器具廃棄 劣化により点灯しない箇所があるため、既設照明を撤去し、新設する。 【新設品参考型番】 オーム電機 LE-Y 26s6	
No.	該当箇所	現況写真
2	仕様書第2節4 (1) 桑名単身寮 浴室 シャワーホース交換、既設シャワーホース廃棄 シャワーホースの亀裂により水が漏れるため、シャワーホースを交換する。	

3

仕様書第2節4 (2)

桑名宿舎104号

キッチン収納扉交換、既設収納扉廃棄

キッチン下収納扉が腐食しているため、交換するとともに、既設の扉を撤去する。



令和8年7月29日

各事業者の営業担当各位

(独)水資源機構揖斐川・長良川総合管理所発注業務 見積依頼のご案内

独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所では、次の件名につきまして見積依頼を行っております。当見積に、ご参加される意思のある方は、当機構HPをご覧いただきたく、失礼ながらご連絡申し上げます。

件名	桑名単身寮照明器具外修理業務	
履行場所	三重県桑名市東方1182番地7 桑名単身寮 三重県桑名市東方1182番地10 桑名宿舍104号	
履行期間	契約締結の翌日から60日間	
見積参加要件	機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品製造等の業種区分「設備の保守・点検管理」及び営業品目「軽微な修理、修繕」の認定を受けていること、かつ、岐阜県、三重県又は愛知県に本店、支店又は営業所が所在すること。	
主な発注内容	本業務は、桑名単身寮の照明器具等の修理を行うものである。	
見積書提出期限	令和8年8月5日	12:00
質問書提出期限	令和8年7月31日	12:00
	※仕様書等に対する質問がある場合、または物品購入の場合で同等品規格の確認を行う場合は質問書を提出していただくことになります。	
担当部署連絡先	電話番号	0594-42-5012
	FAX番号	0594-42-5020
	メールアドレス	nyukei_ibinagasou@water.go.jp
担当職員	経理課 荒木 悠太	

◆オープンカウンタとは？

物品購入等の調達に係る見積合わせにおいて、当管理所が相手方を特定せず、案件を公開し、見積参加希望者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式です。

◆見積への参加方法

①揖斐川・長良川総合管理所HPに掲載した各発注案件に応じて、見積に参加意欲のある方は、見積依頼書に添付されている仕様書をご確認いただき、「見積依頼書等の交付受領書」を電子メールまたはFAXにて揖斐川・長良川総合管理所あて提出してください。

揖斐川・長良川総合管理所ホームページアドレス(URL)

<https://www.water.go.jp/chubu/nagara/>
より「オープンカウンタ方式による調達情報」をご覧ください。

③見積書を電子メール、FAX及び持参または郵送で当事務所あてご提出ください。

④仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。

⑤契約の相手方として決定した方へのみ、電子メールにて契約決定の通知をお送りします。

見積依頼書等の交付受領書

宛 先	独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 経理課 荒木 悠太			
	電話番号	0594-42-5012	FAX番号	0594-42-5020
	メールアドレス	nyukei_ibinagasou@water.go.jp		
発信者 (※必須)	(住所)			
	(会社名)			
	(担当者名)			
	電話番号		FAX番号	
	メールアドレス			

以下の件名について、見積依頼書等を受領しました。

○見積依頼件名

桑名単身寮照明器具外修理業務

○くじ用数値

くじ用数値とは、見積金額が複数社同額だった場合に使用する数値です。任意の3ケタの数字をご記入ください。

--	--	--

○見積辞退について

見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。

○同方式の承諾

「揖斐川・長良川総合管理所におけるオープンカウンタ試行実施説明書」の内容について、承諾する場合は、次のチェックボックスにチェックをお願いします。

☐	「揖斐川・長良川総合管理所におけるオープンカウンタ試行実施説明書」に承諾する
--------------------------	--

く じ の 方 法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例) くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1